

平成26年度

第1回倉浜衛生施設組合議会定例会  
会議録

平成26年8月6日 開会  
平成26年8月6日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

平成 26 年度  
第 1 回

## 倉浜衛生施設組合議会定例会会議録

平成 26 年 8 月 6 日（水）午前 10 時開会

### 議 事 日 程 第 1 号

平成 26 年 8 月 6 日（水）

午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 1 号 倉浜衛生施設組合事務局職員の再任用に関する条例について
- 第 4 議案第 2 号 倉浜衛生施設組合事務局職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 5 議案第 3 号 ごみ処理施設解体工事（第 3 工場）の請負契約について
- 第 6 認定第 1 号 平成 25 年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 4 号 平成 26 年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 報告第 1 号 平成 25 年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 9 報告第 2 号～第 8 号  
例月現金出納検査の結果報告について
- 第 10 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

（議事日程のとおり）

---

#### 出席議員（11名）

1 番	喜納 勝範	議員	9 番	我如古 盛英	議員
2 番	仲宗根 弘	議員	10 番	呉屋 等	議員
3 番	新里 八十秀	議員	12 番	宮城 司	議員
4 番	高江洲 義八	議員	13 番	喜友名 朝眞	議員
5 番	高橋 真	議員	14 番	洲鎌 長榮	議員
7 番	普久原 朝健	議員			

---

#### 欠席議員（3名）

6 番	仲宗根 誠	議員	11 番	桃原 功	議員
8 番	前宮 美津子	議員			

---

説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者	桑江朝千夫	事 務 局 長	金 城 隆
副 管 理 者	佐喜眞 淳	次 長	町 田 均
副 管 理 者	野国 昌春	業務第一課長	宮 里 学
会計管理者	並里 記明	業務第二課長	新本 耕太郎

---

職務のため議場に参加した事務局職員の職、氏名

総 務 係 長	町田 洋人	主 事	金城 栄子
主 査	内間 智恵		

## ●普久原朝健議長

おはようございます。只今から、平成26年度第1回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会致します。

只今の出席議員は11名でございます。6番仲宗根誠議員、11番桃原功議員から欠席届出がでございます。

定足数に達しており、会議は有効でございますので早速会議に入ります。

開会のご挨拶をお願いしたいと思いますが、皆様ご承知のことと思いますが去った4月27日に沖縄市長選挙が行われ、沖縄市長に桑江朝千夫市長が当選されております。また、倉浜衛生施設組合においては、3管理者互選の結果、桑江朝千夫氏が倉浜衛生施設組合の新しい管理者になられております。

それでは、新管理者桑江朝千夫管理者に一言、開会のご挨拶をお願い致します。

桑江管理者。

## ●桑江朝千夫管理者

倉浜衛生施設組合議会議員の皆様おはようございます。

去った4月の市長選挙を受けて、第11代沖縄市長に就任いたしました桑江朝千夫です。どうぞ宜しくお願い致します。それと同時に倉浜衛生施設組合の管理者という重責もいただきました。これまで事務局から、これまでの状況等を聞きながら今日に至っております。議員の皆様には、今後、ご一緒に仕事をさせていただきますので、どうぞ宜しくお願い致します。

では、改めまして平成26年度第1回倉浜衛生施設組合議会（定例会）を開会するにあたりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、来月に迫りました市町村議員選挙を控え、大変お忙しい時期ではあると存じておりますが、今年度の第1回議会を招集致しましたところ、厳しい日程をお繰り合わせ頂き、ご出席を賜りましたことに対し心からお礼を申し上げます。

さて、今定例会に上程致しております、案件につきましては、『倉浜衛生施設組合事務局職員の再任用に関する条例について』『倉浜衛生施設組合事務局職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について』『ごみ処理施設解体工事（第3工場）の請負契約について』『平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について』『平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）』の5件となっております。

案件の内容につきましては、事務局の方からご説明させて頂きたいと存じますが、なにとぞ慎重なご審議を頂きましてご議決賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶と致します。

どうぞ宜しくお願い致します。

## ●普久原朝健議長

以上で、ご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めてまいります。

第1、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては、会議規則第70条によって議長の指名になっておりますので指名いたします。

1番議員喜納勝範議員、14番議員洲鎌長榮議員の両名を会議録署名議員に指名をいたし

ます。

第2、会期の決定について議題といたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時05分）

再開（午前10時05分）

●普久原朝健議長

再開いたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●普久原朝健議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

第3、議案第1号、倉浜衛生施設組合事務局職員の再任用に関する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

金城事務局長。

●金城隆事務局長

おはようございます。着席して説明したいと思いますのでご了承お願いします。

議案第1号、倉浜衛生施設組合事務局職員の再任用に関する条例

倉浜衛生施設組合事務局職員の再任用に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年8月6日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

（提案理由）

倉浜衛生施設組合事務局職員の再任用に関し、必要な事項を定めるため条例を制定する必要があり、この案を提出する。

次のページをお願い致します。

倉浜衛生施設組合事務局職員の再任用に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「法」という。）第28条の4、第1項、第2項及び第3項（法第28条の5、第2項及び第28条の6、第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）、附則第6条の規定に基づき職員の再任用（法第28条の4、第1項、第28条の5、第1項又は第28条の6、第1項若しくは第2項の規定により、採用することをいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定年退職に準ずる者）

第2条 法第28条の4、第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち、勤続期間等を考慮して、法第28条の2、第1項の規定により、退職した者又は法第28条の3の規定により、勤務した後、退職した者に準じて再任用を行うことができるものは次に掲げる者とする。

(1) 25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの。

(2) 前号に該当する者として、再任用をされたことがある者（同号に掲げる者を除

く。)

(任期の更新)

第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日はその者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(倉浜衛生施設組合事務局職員の定年等に関する条例の一部改正)

次のページをお願いします。

2 倉浜衛生施設組合事務局職員の定年等に関する条例（昭和59年倉浜衛生施設組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中、「第28条の3並びに第28条の4、第1項及び第2項」を「及び第28条の3」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

附則、第1項ただし書中、「第6条」を「第5条」に改める。

附則、第3項を削る。

以上、ご審議のほど宜しくお願い致します。

#### ●普久原朝健議長

当局の説明を終わります。追加資料に関してはお手元に配布されております。直ちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

高橋真議員。

#### ●高橋真議員

おはようございます。まず新管理者に桑江朝千夫管理者が、今回就任されたということで改めておめでとうございますと一言申し上げたいと思います。

本議案について、質疑いたします。まず、3月臨時議会におきまして、本議案というのは、取り下げになった経緯等は局長も引き継ぎ等で伺っている部分だと思えます。しっかり倉浜として、議会行政の中で、倉浜の中で議論が、なかなかしっかりとなされてなかったという部分を心配になりまして、本員は、何点か質疑をさせていただきました。今回資料請求の中で、その指摘事項に対する回答ということで、しっかりと真摯に受け止めていただき、そしてこれが、前に進んでいったのならということ、その部分に関しては、しっかりと本員は、評価をしていきたいと思っております。しかしながら、少し疑義がありますので、少し質疑をさせていただきます。

追加資料で、いただきました平成26年度第1回倉浜衛生施設組合議会定例会説明追加資料1ページ目であります。

まず1番目に、職員定員化計画について、しっかり倉浜として、方針を持って置くべきではないかという、質疑をさせていただきました。これに対して、今回は外部のコンサルタントを活用して、倉浜衛生施設組合の適正な職員適正化計画などの調査など、予算化すべく構成市町とも十分に協議をしていきます。という方針が出ているわけでありますけど、これは重要なことだと、本員は思っております。そもそもそういうベースがあって、再任用という取り扱いをどうするかということを考えることが、この倉浜衛生施設組合の中では、必要だと認識をしております。具体的にいつまでに、定めていくのでしょうか。これをまず1点お聞きしたいと思います。十分に協議をしていきますということは、協議はされていないのでしょうか。1点目ですね。

2点目、この下の部分であります。職員採用計画について、これも倉浜の条例で定めた今の定員と相まって、しっかりとした職員の採用計画をしていかなければいけない。これは、今回の倉浜衛生施設組合新再任用制度の方針案の中にも明確に謳われております。再任用職員の任用ということで、若年層の高い失業率を考慮し、本組合と職員の新規採用に影響を及ぼさない。云々とあるわけであります。こういった職員の採用計画について、しっかりと、受け止めていただいたようでありますが、最終的には、若年者雇用を推進すべく、職員採用計画を策定していく考えであります。考えだけですか。具体的に着手をしていかなければいけないんじゃないのでしょうか。本来であれば、再任用を条例化する段階で既にこれはベースとして議論が出されていて、だから再任用をお願いしますということが、議会に対する提案のあり方ではないかと思うわけであります。検討、協議をもうしないんですか。これは倉浜として考えを持っていますという、意思表示だけなんではないのでしょうか。この部分を教えていただきたいと思っております。

そして、3点目2ページ、今回の再任用の事務取り扱い要綱の案についてであります。前回提案いただいた時には、この要綱の案すらなかった。しかしながら今回はこの案をしっかりと策定して、提案をしてきているわけであります。その中の回答の中の(5)の部分であります。

(5)と(6)が非常に気になりまして、再任用職員任用審査委員会を設けて、しっかりと設置、会議、審査などを、定めていくということでありました。委員会の判断によっては、再任用を受け入れられない場合もあると、考えていいのでしょうか。それだけ緊張感を持った再任用のあり方なのか。この辺は、明示していただきたいと思っております。

そして(6)第10条、候補者の資格取り消し、これは具体的にどういう内容なのか。要綱の資料がありませんのでお尋ねしたいと思っております。

そして最後であります。今回、議会で予算化も同時に提案をされていて、議案提案のあり方としては、非常に適切であると本員は、考えております。そうした中で、平成26年度、今年度本来であれば、最初から再任用出来た方が、この5ページの資料を見れば2人おります。そういった方々に対する説明は、どのように行っているか。お伺いしたいと思います。しっかりとどういった部分で、議会提案を取り下げたのか。そして、しっかりと誤解がないように、お伝えしているのか。その内容について、お聞かせ願いたいと思っております。

また今回の対象者は、あくまでもこれから仮に議決をした場合は、半年間の再任用と認

識してよろしいわけですよ。それも確認させていただきます。以上です。

●普久原朝健議長

答弁を求めます。

町田次長。

●町田均次長

おはようございます。只今、議案第1号に関して、高橋議員から何点か質問がございます。まず1点目、職員定員化計画についてでございます。定員化計画については、いつまでに実施するのかという質問がございます。この件についてはですね、3月30日に指摘をいただいて4月1日付けで前事務局長花城さんと、現事務局長4月1日から派遣されております金城事務局長の事務局長の交代がありました。その中でのこれまでの課題とかいろいろな事務の内容について、説明しながら今日まで対応しておりますけれども、この1の回答についてですけれども、議員指摘のとおりですね、この職員定員化計画については、必要であるというふうなことで、我々も真摯に受け止めて、これは外部の第三者機関に我々の倉浜の内容を少し実態を見ていただいて、そこで何名本当に事務職が必要なのか、現場では何名必要なのか、というような具体的な部分まで含めて、外部の委託を今考えているところであります。これについては、新年度予算、当初予算において計上していきたいというふうに思っています。今後、予算編成段階においても、構成市町とも充分協議をしていきたいというふうに考えております。

2点目であります。職員採用計画について、職員採用計画を策定していく考えでありますと、いうことに対してですね、ちょっとトーンが弱いのではないかと、指摘でございます。この1の職員定員化計画とも若干関連をするわけでございます。そして、新たな再任用職員の条例が議決いただければ、その関連の職員も職場内には配置をされます。そういったことで、その再任用職員、それから現在の正規職員、それから新規採用の今後、倉浜の後継者を作るべき採用計画についても、充分、新事務局長の下で対応をいろいろ検討していきたいというふうに思っております。

次に3点目でございます。追加資料の2ページの(5)再任用職員任用審査委員会の規定でございます。それから(6)の第10条の候補者資格の取消しについての質問でございます。これについてはですね、基本的にはこの要綱の中で、委員会の設置が第6条で規定されております。そこで特に管理職を中心に、委員会を構成した会議については、それぞれその希望職員ごとに、審査委員会の中で、審査をしていこうということで、内容的にも精査をしていくというようなことで考えております。

それから、全員が再任用出来るかというのもございましたけれども、これについてもですね、第8条の3項でいろいろな再任用の、任用対象外とするという規定もございまして。療養休暇の期間が通算で6カ月以上であるとか、懲戒処分停職を受けたものとか、3日以上欠勤がある方とかというような欠格条項も、この中で規定で謳われておりますので、全員がそういった再任用に就くということでもなくて、そこで審査をしていくというようなことを考えているところであります。

それから第10条(候補者資格の取消し)でございます。これについては、再任用の候補者として、不相当と認められた行為があったときということで、再任用の候補者として決定した後に、地公法とかいろいろな事件事故、或いは検挙されるとか、いろいろな事例がござ

いますけれども、こういったあるまじき行為があった場合には、取り消しをする。それから、その職員の心身の故障、或いは体調が悪くて職務に耐えきれないとかというような体調面もですね、優れない方については、取り消しするとかというようなそういった、一端は候補者として決めるんですけれども、その後、状態が変わった場合には、取り消しもあり得ますよ、というようなことを規定しているところでございます。

●普久原朝健議長

休憩いたします。

休憩（午前10時26分）

再開（午前10時26分）

●普久原朝健議長

再開いたします。

町田次長。

●町田均次長

失礼しました。再任用予定職員のお二人についての説明を、どうしたのかというふうな質問に対しては、再任用条例案を3月30日に取り下げをいたしまして、条例議決がないわけですから、翌日31日に、お二人にこういった事態になりましたという説明もして、再度条例化が議決するまでの期間は、嘱託職員で頑張っていたきたいというような説明をして、そのお二人については、現在、嘱託で頑張っておられます。その後、今回、再度、この再任用条例について、提案をする段階において、運営委員会、管理者会議で方針等を確認をした後、そういった内容についてですね、この該当職員お二人を呼んで説明をしてございます。基本的には、9月1日から翌年、年度いっぱい平成27年3月31日までの7カ月間を、考えていると、補正予算第1号についても、その7カ月分を計上している、給料として諸手当等についてもこういう内容について、具体的にお二人に説明をして、本人達もお願いしますというようなことも受けております。そういった意味では、本条例が議決して後には、再度お二人にその手続きをして、7カ月間再任用職員として頑張ってもらいたいというふうに考えているところであります。以上であります。

●普久原朝健議長

高橋真議員。

●高橋真議員

再質問させていただきます。1ページ目、職員定員化計画について、本員は思ったんですけど、適正化計画の話ではないかなと、定員を定めて適正的に運用していく計画のお話ではないのかなと思ひまして、適正化が入るのではないかとということを申し上げておきたいと思ひます。そして、新年度予算にも、計上してしっかりと定めていくんだということで、その平成27年度の当初予算までにしっかりと構成市町の中で、議論をつくして倉浜のあるべき定員を適正化だと思ひますので、適正化計画を定めていくことをしっかりと、実施していただきたいと考えております。

2番目の職員採用計画についてであります。次長の今の答弁の中で、倉浜組合としてこの採用の計画について、トーンが弱かったというお話の答弁をされていましたが、トーンが弱かったのではないですよ。そもそも持ち上げがなかったんですよ。そこは反省すべき材料ですよ。それはしっかりと、本員はその答弁を聞いて非常に心配するわけですよ。議

会として市町民の本員として、行政サービスを向上させていただきたいという思いから、私たち議会議員は、質疑質問しているわけでありまして。しっかりと受け止めていただきたい。そう本員は考えております。そうした中で今回、新事務局長の下で、対応していくというお話でありました。この職員の採用計画については、新規雇用等々、倉浜の熱回収施設またはリサイクルセンターですね。それから現業職や行政職を、取り仕切る行政職のやはり職員の適正な配置を今後もしっかりやっていかなければいけないと、本員は思うわけです。おおむね、再任用計画を、審議するに当たっても、例えば現場を見ている方が、いきなり事務職を見る。事務職を、見ている方が現場に行く。そういった交流が、潤滑になされているのであれば、心配はしませんが、実際はそうではないと思うんですよ。倉浜の実態といたしましては。ですから、今後、現業職についても、行政職についても、市町村からの出向の受け入れについても、どうしていくのかというやはり中で、しっかりと適正計画を立てていく中で、その採用という部分もしっかりと若年者雇用も考えて、やっていただきたい。そう本員は考えております。ここはちょっと指摘させていただきます。トーンが弱かったわけではないんですよ。用いてなかったんです。実際どうなったのか、その部分は再度お聞きします。どうなったんですか。

そして2ページ目、職員の再任用に関する事務取扱要綱案の部分の中から(5)第6条から第9条審査委員会についてであります。様々な要件があって、もしかしたら委員会の判断によっては、再任用が受け入れられない。認められない場合もあるということは認識しました。本員が1番気になっているのが、勤務態度です。それをしっかりと考慮されているわけですね、ということを確認させてください。勤務態度というのが、しっかり要件に入っているのか、それをしっかり判断、審査委員会で判断していくということで、理解してもいいものなのか。それを教えてください。取り消しに関しては良く分かりました。

そして最後にお聞きしました、本年度ですね、平成26年度再任用の対象者がお二人おります。しかしながら、今回この条例が議決されなかった。取り下げをした経緯があって、これがこの再任用制度が、当組合としては出来ていないという状況の中での対象者に対するお二人に対する説明でありますけど、ここも再度確認しておきたいと思っております。謝罪しましたか。この3点をよろしくお願ひします。

●普久原朝健議長

答弁を求めます。

町田次長。

●町田均次長

再度高橋議員の2回目の質問にお答えします。1点目の職員定員化計画ではなくて、適正化計画ではないかというような御指摘がございますが、これについても、適正な人員配置の観点からそういう文言で、訂正していきたいというふうに思っております。

2点目の職員採用計画についてのトーンが弱いのではないかと回答についてはですね、私は高橋議員の指摘に対しての回答案が、トーンが弱いのではないかという意味の回答をしたつもりで、別に職員採用計画が現在ないのは、その通りでございます。これについては今後、慎重に策定をして作っていききたいと、計画も作っていききたいと、こういうような考えでございますので、舌足らずの答弁で、この点については謝りたいと思っております。

それから、お二人の対象職員に対しての件でございましたけれども、3月の31日に両名、条例が議決出来なかったことを当然事務局として、お二人にお詫びをしております。その辺、ご了解願いたい。こういうような、屈速な提案をして取り下げをしたというようなことも両名対して、説明をして理解をしていただいております。それと要綱の中で勤務態度も、当然対象になるだろうというような質問でございます。その通りでございます。勤務態度、それからそういった、日常的に職員を指導、助言とか、事務の育成、協力、それから若年者の方々の指導もそれなりのキャリアがあるわけですから、その辺の指導も含めて、基本的な部分については、その審査委員会の中で、対象となりますとこういうようなことを考えております。以上で答弁を終わります。

●普久原朝健議長

高橋真議員。

●高橋真議員

答弁ありがとうございました。しっかりと真摯に受け止めていただき、対応していただきたいと本員は思います。

管理者、最後にお尋ねしたい部分がございます。当組合としましては、こういう経緯がありまして、再任用を取り下げたという経緯もございます。本員はこういう適正な職員の採用計画や定員化計画も含めて、やっぱりきちんとここで育成された大切な人材は、再任用していくことに対しては、大いに賛成であります。しかしながら、倉浜自体の行政職の強化は、本員は必要ではないかと思う訳であります。しっかりとしたそういった事務方の強化も含めて、この再任用条例が今後制定していくに当たって、今後もこの倉浜の課題に向けて前向きに取り組んでいただけるものなのか。それを最後にお尋ねしたいと思います。

●普久原朝健議長

桑江管理者。

●桑江朝千夫管理者

高橋議員のご指摘がありました行政職の強化には当然努めていきたいと思っておりますし、そして先ほどの職員採用計画についても、この回答の中で策定していく考えでありますと答えております。それは当然のことながら、策定をし策定をした後、確実に着手し、実行に移していくことをお約束をいたします。

●普久原朝健議長

以上で高橋議員の質疑は終わりました。他に質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●普久原朝健議長

質疑ないものと認め、これで質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。議案第1号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●普久原朝健議長

討論省略の声がありますが、討論を終結することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長

ご異議ございませんので、討論を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第1号、倉浜衛生施設組合事務局職員の再任用に関する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長

ご異議ございませんので、よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

第4、議案第2号、倉浜衛生施設組合事務局職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

金城事務局長。

●金城隆事務局長

議案第2号、倉浜衛生施設組合事務局職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

倉浜衛生施設組合事務局職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年8月6日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

(提案理由)

倉浜衛生施設組合事務局職員の再任用に関する条例の施行に伴い、関係条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

次の2ページをお願いします。

倉浜衛生施設組合事務局職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和49年倉浜衛生施設組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。2地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定める。

第3条第1項に次のただし書きを加える。ただし、任命権者は再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

第3条第2項に次のただし書きを加える。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について1日につき、7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第3条第3項中「週休日及び」を「規則で定める期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合に限り、規則の定めるところにより、週休日及び前条に規定する」に改め、同条第4項中、「8日」の次に「（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）」を加える。

第6条第1項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。第10条第1項中、「20日」

の次に「（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）」を加える。

第13条中「10日」の次に「（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、規則で定める日数）」を加える。

（倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例（昭和49年倉浜衛生施設組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の2に次の1項を加える。9法第28条の4、第1項、第28条の5、第1項又は第28条の6、第1項若しくは第2項の規定により、採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2の次に次の1条を加える。第4条の3、法第28条の5、第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で乗じて得た数を乗じて得た額とする。

第8条第6項中、「第11条第2項に規定する日に当該表の区分」を「第11条第6項に規定する日に当該各項」に改める。

第10条第1項第1号中、「除く」の次に「。次項において同じ」を加え、同条中第4項を第5項とし、同条に次の1項を加える。6第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について、前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前条の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第10条第3項中、「第1項」の次に「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。2再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同行中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第11条中、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。3再任用職員に対する前項の規定の適用については、同行中「100分の190」とあるのは、「100分の97.5」と「100分の205」とあるのは、「100分の112.5」とする。

第14条第2項第2号中、「掲げる額」の次に「（再任用短時間勤務職員のうち1箇月当たりの勤務回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」を加える。

第16条の次に次の1条を加える。（再任用職員についての適用除外）第16条の2第15条及び第16条の規定は、再任用職員には適用しない。

第2項第2号中、「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

別表第1を次のように改める。

行政職給料表、給料表はその表の左列に職員の区分、そして再任用職員以外の職員、そして表をずっとめくっていただいて、最後の欄で再任用職員と記載されまして、月額給料金額が記載されることになっております。

備考で、この表は他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和59年倉浜衛生施設組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。（再任用職員についての適用除外）第18条第4条、第5条及び第12条の規定は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4、第1項、第28条の5、第1項又は第28条の6、第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例（平成4年倉浜衛生施設組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中、「非常勤職員」の次に「（地方公務員法昭和25年法律第261号）第28条の5、第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を加える。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

●普久原朝健議長

当局の説明は終わります。直ちに、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(『進行』の声あり)

●普久原朝健議長

進行の声がございます。質疑ないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。議案第2号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●普久原朝健議長

討論省略の声がありますので、討論を終結することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長

ご異議ございませんので、討論を終了いたします。

では、お諮りいたします。議案第2号、倉浜衛生施設組合事務局職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長

ご異議ございませんので、よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

第5、議案第3号、ごみ処理施設解体工事（第3工場）の請負契約について議題といたし

ます。当局の説明を求めます。

金城事務局長。

●金城隆事務局長

議案第3号、ごみ処理施設解体工事（第3工場）の請負契約について

このことについて別紙のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び倉浜衛生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成26年8月6日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

次のページをお願いします。

- 1、契約の目的 ごみ処理施設解体工事（第3工場）
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 金 384,588,000円
- 4、契約の相手方 株式会社富建・有限会社平良建設特定建設工事共同企業体  
代表者住所 沖縄市諸見里二丁目18番18号  
商号又は名称 株式会社富建  
代表者氏名 代表取締役 金城 進  
構成員住所 沖縄市泡瀬四丁目23番20号  
商号又は名称 有限会社平良建設  
代表者氏名 代表取締役 平良 勝

以上、御審議のほどよろしくお願いします。

●普久原朝健議長

当局の説明を終わります。追加資料についてはお手元に配布されております。直ちに、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（『質疑なし』の声あり）

●普久原朝健議長

質疑ないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。議案第3号について討論はありませんか。

（『省略』の声あり）

●普久原朝健議長

討論省略の声がございますので、討論を終結することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●普久原朝健議長

ご異議ございませんので、討論を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第3号、ごみ処理施設解体工事（第3工場）の請負契約について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●普久原朝健議長

ご異議ございませんので、よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

第6、認定第1号 平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について議

題といたします。当局の説明を求めます。

金城事務局長。

●金城隆事務局長

認定第1号 平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めます。

平成26年8月6日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

それでは、1ページをお願いいたします。

平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額でございます。23億5,620万1,955円。歳出決算額、21億6,076万5,665円でございます。形式収支となります歳入歳出差引額は、1億9,543万6,290円となっております。

次に2ページをお願いします。始めに歳入決算書の状況でございます。歳入合計欄をご覧ください。予算現額23億5,169万2,000円。調定額23億5,620万1,955円。収入済額23億5,620万1,955円。不納欠損額0円、収入未済額0円、予算現額と収入済額との比較が450万9,955円となっております。なお、収入済額は、対前年度決算比較で5億639万5,251円の増となっております。これにつきましては、1款分担金及び負担金の2億8,761万5,000円の増、並びに5款繰入金の財産調整基金繰入金1億8,542万4,000円の増が主なものでございます。

次に歳入合計欄の予算現額と収入済額との比較、450万9,955円の内訳でございます。2款1項の手数料の113万9,680円のうち、ごみ処理手数料が94万4,680円、また7款3項1目雑入の334万8,396円のうち、有償入札拠出金126万3,000円。同2目受託事業収入の東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料212万円の増が主なものでございます。これにつきましては、決算額が予算額を上回ったことが要因でございます。

次に3ページをお願いします。歳出決算書の歳出合計欄をご覧ください。予算現額23億5,169万2,000円、歳出済額21億6,076万5,665円、翌年度繰越額1億6,950万円、不用額2,142万6,335円。予算現額と支出済額との比較が1億9,092万6,335円となっております。支出済額は対前年度比較で3億7,055万8,340円の増額となっておりますが、増額の主な要因といたしまして、2款1項総務管理費の15節工事請負費9,744万6,750円の増額、これは、ごみ処理施設解体工事（第2工場）の工事費の40パーセントの前払い金の工事費分と3款1項1目熱回収施設の13節委託料の4,927万1,333円の増額、並びに4款1項1目元金、23節の償還金、利子及び割引料2億5,909万1,410円の増額によるものでございます。

次に不用額の2,142万6,335円と予算現額と支出済額との比較、1億9,092万6,335円の主なものといたしましては、12ページの3款1項1目11節の需用費325万1,405円のうち光熱水費258万5,864円と15ページの5款1項1目予備費の不用額1,456万4,000円並びに2款1項総務管理費のごみ処理施設解体工事施工監理業務委託（第2工場）2,278万5,000円とごみ処理施設解体工事（第2工場）1億4,671万5,000円の繰越明許費が主なものでございます。

次に、歳入歳出決算事項別明細書についてご説明いたしたいと思っております。

7ページをお願いいたします。歳入で1款1項1目1節ごみ処理運営負担金、収入済額15億9,322万2,000円の内訳につきましては、沖縄市9億1,315万7,000円、宜野湾市4億3,799万円、北谷町2億4,207万5,000円となっております。同じく同2節し尿処理運営負担金の収入

済額1億897万9,000円の内訳につきましては、沖縄市5,082万8,000円、宜野湾市4,267万5,000円、北谷町1,547万6,000円となっております。

次に2款1項1目1節ごみ処理手数料の収入済額1億533万9,680円につきましては、許可業者が事業系ごみを搬入する際、倉浜衛生施設組合に納める手数料でございます。

次に同日2節し尿処理手数料、収入済額171万円につきましては、許可業者がし尿及び浄化槽汚泥を搬入する際に倉浜衛生施設組合に納める手数料でございます。

次に4款1項1目1節利子及び配当金、収入済額が405万7,543円につきましては、財政調整基金、地域還元対応基金、最終処分場整備等基金の運用に係る分でございます。

次に8ページをお願い致します。5款1項1目1節財政調整基金繰入金の収入済額1億9,444万9,000円につきましては、財政調整基金からの繰入金でございます。

次に5款1項3目1節最終処分場整備等基金繰入金の収入済額600万円につきましては、池原自治会及び登川自治会への年度協力金への繰入でございます。

次に6款1項1目1節繰越金、収入済額5,959万9,379万円につきましては、平成24年度の実質収支額でございます。

次に7款2項1目1節預金利子、収入済額22万8,957円につきましては、歳計及び歳計外現金から発生する預金利息分でございます。

次に9ページの7款3項1目1節雑入の収入済額2億2,911万7,514円につきましては、売電料、破碎鉄、その他アルミ、古紙等の売却料でございます。

次に7款3項2目1節ごみ処理施設受託事業収入の収入済額5,349万8,882円につきましては、東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料4,822万4,709円、糸豊組合焼却残渣等一時保管に係る年度処理経費相当額444万3,187円、島尻清掃焼却残渣等一時保管に係る年度処理経費相当額83万986円となっております。

次に歳出の11ページをお願い致します。2款1項1目13節委託料において、ごみ処理施設解体工事施工監理業務委託（第2工場）の契約金額2,278万5,000円については、平成25年度の会計年度中に工事の完成が見込めなくなったため、平成25年度一般会計補正予算（第2号）により、繰越明許費の手続きを行い、次年度に繰り越しております。また、同日15節工事請負費についてもごみ処理施設解体工事（第2工場）の契約金額の60パーセント1億4,671万5,000円を平成25年度の会計年度中に工事の完成が見込めなくなったことにより、平成25年度一般会計補正予算（第2号）により、繰越明許費の手続きを行っております。

次に同日14節使用料及び賃借料の財務会計・人事給与システム使用料に予備費から43万6,000円の充用してありまして、内訳としましては、平成25年4月1日から平成25年9月30日までの6箇月分のシステム使用料を予備費充用いたしました。

次に同日25節積立金の支出済額7,896万1,910円の内訳につきましては、財政調整基金が3,134万1,961円、最終処分場整備等基金が4,761万9,949円の積立金となっております。

次に12ページをお願いします。3款1項1目熱回収施設の11節需用費の支出済額の4億4,137万8,595円につきましては、熱回収施設の運転に係る消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費でございます。また、不用額の325万1,405円につきましては、主に光熱水費、258万5,864円の不用額であります。焼却炉の緊急停止に対応するため、年度末まで買電料金の予算を確保していたためでございます。

次に同13節委託料の支出済額2億4,605万5,544円につきましては、熱回収施設運転管理業務委託をはじめとする15件の委託料でございます。

次に同13節委託料の不用額49万5,456円につきましては、空気環境等測定分析業務委託の不用額42万8,000円が生じておりまして、これは契約変更による減額分でございます。

次に13ページをお願いします。3款1項2目リサイクルセンターの11節需用費の支出済額の2,019万4,473円につきましては、リサイクルセンターの運転に係る消耗品費、燃料費、修繕費でございます。

次に同13節委託料の支出済額7,769万1,187円につきましては、資源ごみ等分別業務委託5,043万8,300円ほか10件の委託料でございます。

次に14ページをお願い致します。3款1項3目最終処分場費の11節需用費の支出済額2,040万8,739円につきましては、最終処分場を運営管理するための消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費でございます。

次に同13節委託料の支出済額1,674万1,988円につきましては、処理水等分析業務委託590万8,560円ほか、9件の委託料でございます。

次に3款1項4目し尿処理場費の11節需用費の支出済額1,982万6,723円につきましては、し尿処理場を運転管理するための消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費でございます。

次に15ページをお願いします。同13節委託料の支出済額3,825万6,608円につきましては、し尿処理施設運転管理業務委託2,722万6,500円ほか11件の委託料でございます。

次に4款1項1目公債費、元金の23節償還金、利子及び割引料の支出済額5億1,852万1,839円。また、2目公債費、利子、支出済額8,955万8,055円となっております。なお、同公債費元金償還後の平成25年度末貸付金元金の年度末残高が57億6,702万8,784円となっております。

次に5款1項1目予備費でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、2款1項1目へ43万6,000円を予備費充用してございます。

次に16ページをお願いします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引きました額が1億9,543万6,290円となっておりますが、これから繰越明許費、繰越額1億6,950万円を差し引きました実質収支額の2,593万6,290円につきましては、繰越金として平成26年度予算に計上いたしました。

次に17ページをお願いします。財産に関する調書の土地及び建物でございますが、決算年度中における公有財産の土地及び建物の増減はございません。

次に19ページをお願いします。物品でございますが、このほうも決算年度中の増減はございません。

次に20ページをお願いします。財政調整基金の決算年度末の現在高につきましては、4億8,538万879円でございます。

次に21ページをお願いします。地域還元対応基金につきましては、3億7,800万円と決算年度中の増減はございません。

次に22ページは、最終処分場整備等基金の決算年度中増減高は4,161万9,949円の増でございますが、これは東部清掃施設組合からの焼却残渣等の処理に係る受託事業収入相当分として4,610万4,000円、定期預金等財産運用収入として151万5,949円、一方、減額要因といたしましては、池原自治会、登川自治会への年度協力金の充当分600万円となっております。

決算年度末現在高が6億2,066万5,744円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

●普久原朝健議長

当局の説明を終わります。ただちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●普久原朝健議長

質疑ないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。認定第1号について討論はございませんか。

(『省略』の声あり)

●普久原朝健議長

省略の声がございしますが、討論を終結してもよろしいでしょうか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長

ご異議ございませんので、討論を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。認定第1号、平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長

ご異議ございませんので、よって認定第1号は原案のとおり可決いたしました。

第7、議案第4号 平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

金城事務局長。

●金城隆事務局長

議案第4号 平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

平成26年8月6日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

次のページをお願いします。

平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)

平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,210千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,518,899千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成26年8月6日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千代

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。補正のある項目について読み上げて説明に代えさせていただきます。

5款繰入金、1項基金繰入金、補正前の額3億3,600万1,000円、補正額マイナス1,460万3,000円、補正後の額3億2,139万8,000円。

次に6款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額2,593万5,000円、補正後の額2,593万6,000円。

次に7款諸収入、3項雑入、補正前の額2億3,169万7,000円、補正額5,487万8,000円、補正後の額2億8,657万5,000円。歳入合計、補正前の額24億5,268万9,000円。補正額6,621万円、補正後の額25億1,889万9,000円でございます。

次に3ページをお願いします。歳入歳出予算補正の歳出でございます。補正のある項目について、読み上げて説明に代えさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額3億4,109万6,000円、補正額6,889万円、補正後の額4億998万6,000円。3款衛生費、1項清掃費、補正前の額14億8,370万円、補正額マイナス268万円、補正後の額14億8,102万円。歳出合計、補正前の額24億5,268万9,000円、補正額6,621万円、補正後の額25億1,889万9,000円でございます。

次4ページ目をお願いします。第2表の債務負担行為補正、追加でございます。全項目を読み上げて説明に代えたいと思います。警備業務委託、期間が平成26年度から平成27年度まで、限度額が1,268万3,000円。施設清掃業務委託、期間が平成26年度から平成27年度まで、限度額が629万3,000円。昇降機設備保守点検業務委託、期間が平成26年度から平成27年度まで、限度額が254万円。防災消防設備保守点検業務委託、期間が平成26年度から平成27年度まで、限度額が104万8,000円。薬品等購入費、期間が平成26年度から平成27年度まで、限度額が1億847万8,000円。液化酸素購入費、期間が平成26年度から平成27年度まで、限度額が1,894万1,000円。空気環境等測定分析業務委託、期間が平成26年度から平成27年度まで、限度額が1,578万8,000円。草木類処理業務委託、期間が平成26年度から平成27年度まで、限度額が1,986万8,000円。資源ごみ等分別業務委託、期間が平成26年度から平成27年度まで、限度額が5,186万9,000円。

次に5ページ目をお願いします。処理水等分析業務委託、期間が平成26年度から平成27年度まで、限度額が900万1,000円。し尿処理施設運転管理業務委託、期間が平成26年度から平成27年度まで、限度額が3,097万8,000円。脱水汚泥運搬業務委託、期間が平成26年度から平成27年度まで、限度額が234万1,000円でございます。

次に説明書の3ページをお願いします。歳入の5款1項1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金1,460万3,000円の減でございます。これにつきましては、前年度繰入金の補正積立後の残り分を今補正の財源調整といたしました。財政調整基金からの繰入金を減額補正するものでございます。

次に4ページをお願いします。6款1項1目繰越金、補正額2,593万5,000円で、補正後の額2,593万6,000円が前年度決算の実質収支の額となっております。

次に5ページをお願い致します。7款3項2目受託事業収入の1節ごみ処理施設受託事業収入5,487万8,000円の増につきましては、東部清掃組合焼却残渣等埋立処分受託料を補正計上いたしました。積算内訳といたしましては、過去3年間の東部清掃組合平均受託量の90パーセントを見込んで計上してございます。

次に6ページをお願いします。歳出の2款1項1目一般管理費でございます。1節報酬117万2,000円の増につきましては、管理者等報酬3万円は、平成26年5月において、沖縄市長の任期満了がございまして、それに伴い、管理者が2名在籍したことによる1箇月分管理者報酬を補正増しております。嘱託職員報酬の114万2,000円につきましては、し尿処理施設整備計画検討委員会の嘱託職員の6箇月分を計上してございます。

13節委託料、18万6,000円の減につきましては、管理棟における防災消防設備保守点検業務委託、昇降機設備保守点検業務委託の契約差額を減額するものでございます。25節積立金、6,784万7,000円につきましては、財政調整基金積立金の1,296万9,000円は、地方財政法第7条に基づく決算剰余金の2分の1以上の積立を行うものでございます。

最終処分場整備等基金積立金5,487万8,000円につきましては、歳入の7款3項2目受託事業収入、東部清掃組合焼却残渣等埋立処分受託料を同基金に積立を行うものでございます。

7ページをお願いします。3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）の2節給料144万3,000円につきましては、先ほど議決をいただきました再任用職員1名の7箇月分の給料でございます。

3節職員手当等、4節共済費についても主に再任用職員に係る補正額でございます。

13節委託料、198万8,000円の減につきましては、環境影響評価事後調査業務委託（その8）の入札差額分を減額するものでございます。

14節使用料及び賃借料、114万5,000円につきましては、この熱回収施設管理棟用地に係る土地借上料でございます。軍用地相当額で契約しておりますので、平成25年度軍用地単価が確定したのが平成26年3月でございまして、当組合の当初予算には間に合わなかったため、今回の補正予算で計上するものでございます。

3款1項2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）の1節報酬205万8,000円の減額につきましては、嘱託職員6名に係る当初予算と任用差額分の減額と嘱託職員1名の7箇月分報酬を減額するものでございます。

2節給料113万7,000円につきましては、1目と同様に再任用職員1名の7箇月分の給料でございます。

3節職員手当等、4節共済費の補正増につきましても、主に再任用職員に係る補正額でございます。

13節委託料161万4,000円の減につきましては、リサイクルセンターにおける資源ごみ等分別業務委託、作業環境等測定業務委託の契約差額の減額によるものでございます。

3款1項3目最終処分場費の13節委託料52万9,000円の減につきましては、最終処分場における計装設備点検整備業務委託、高度処理設備点検整備業務委託の入札差額分を減額するものでございます。

3款1項4目し尿処理場費の2節給料の117万5,000円の減につきましては、本年4月1日付けによる人事異動に伴う減額変動分を補正するものでございます。

13節委託料72万6,000円の減につきましては、し尿処理場における破砕機設備点検整備業務委託、前処理設備点検整備業務委託、脱水汚泥運搬業務委託の契約差額を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いします。

●普久原朝健議長

直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●普久原朝健議長

質疑ないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。議案第4号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●普久原朝健議長

省略の声がありますので、討論を終結することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長

ご異議ございませんので、討論を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第4号 平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長

ご異議ございませんので、よって議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

第8、報告第1号、平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について議題といたします。

本件につきましては、報告書をお手元に配付してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

第9、報告第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、例月現金出納検査の結果報告について議題といたします。

本件につきましても、報告書をお手元に配付してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

第10、一般質問に入りたいと思います。

お手元に配付しております一般質問通告書について、7月31日の通告締め切りまでに1名の議員から一般質問通告書が事務局に提出されています。質問制限時間は、20分以内となっておりますので、宜しくお願い致します。

それでは、一般質問を行いたいと思います。

2番 仲宗根弘議員の一般質問をお願い致します。

2番 仲宗根弘議員。

●仲宗根弘議員

大変お疲れ様です。各議員におかれましては、9月の議員選挙にかなりお忙しい時期だとは、思うんですけども、一般質問通告ということで、まさか僕1人とは思わなくて、ご迷惑をお掛けして感銘でございますけれども、私も2期倉浜議会ということで2回ほど議員活動の中で、議員としてお仕事をさせていただきまして、本当にそのことに関しましては、感謝申し上げる次第であります。その間、いわゆる新しい新炉を作る地域還元施設等々ということで、前の管理者仲宗根正和さん。かなり昔の話ですので、その頃からと後、東門市長という形で、これまで一緒にいろんな形で、セッションをさせていただきましたけれども、この通告のですね、いわゆる趣旨というのが、いわゆる還元施設の件なんです

けれども、前管理者、前々管理者の頃から、ずっとそういういろんな計画等々で、地域にも説明をされて来たわけではあるんですけども、どうもここにきて、少し状況が大部変わっているような、説明等々がちらほら聞こえるものですから、是非その辺を次の議会というか新しい倉浜の議員の皆さんも、是非その辺はしっかり過去の歴史というのも、是非しっかり解っていただきたいということで、通告をさせていただいておりますけれども、いわゆるお互いの議員も、先進地の視察等々ということで、県内でしたが那覇市の那覇、南風原の還元施設等々を見させていただいたんですけども、施設から焼却炉から約2キロぐらい離れたところの施設、温水プールだとかそういう健康増進のための施設を、還元施設として造ってあるということを見させてもらったんですけども、いわゆる先進地の状況と今我々の倉浜の部分で当初は、工場を中心で半径2キロ以内で、施設が造れるという説明をずっと受けていたものですから、これが今になりますと、いや施設内、敷地内にしか造れないという状況の説明が前の局長大庭事務局長からそういう回答をいただいたということで、その辺の部分で納得がいかない部分で、いわゆる先進地を見に行くために、予算を使っていくわけで、そういう今の現状の状況を踏まえての視察だと議員も納得するかと思いますけれども、全くそれが視察の中身がだんだんそういうふうな形で、見えなくなってきている思いがするものですから、それから以前の地域説明会等々においては、いわゆるサッカー場も造る、温水ビニールハウスも造って熱利用して農業も活かすというような正に夢のような地域には、説明をされていたという状況もあるものですから、その辺が非常に全く見えないような、状況になっているものですから、まず、その部分ですね、現在の計画の進捗等々というものが、どのような形になっているのかですね、少し教えていただきたいですけれども。お願いします。

●普久原朝健議長

当局の答弁を求めます。

金城事務局長。

●金城隆事務局長

仲宗根弘議員からの質問で、質問事項の地域還元施設について、質問の要旨、計画の進捗はということでございますので、この地元還元施設につきましては、倉浜衛生施設組合地元還元施設計画検討委員会設置要綱を制定いたしまして、平成24年4月1日から施行し、これまで8回の検討委員会を開催しております。委員については、構成市町の担当部長及び課長の6名と本組合の事務局長の計7名で構成されております。新炉建設時には、運営委員会そしてごみ処理建設推進委員会等で審議を行ってきましたが、平成24年度からは、当委員会において検討を行っております。進捗の前に経緯を申しますと、新炉建設当時には、県外や県内の還元施設等を組合関係者や地域住民の視察を行ったということであり、県外では、プールやお風呂等の余熱利用が多く採用されており、採算的には厳しい施設も多く、あったということを聞いております。それで新炉事業に伴う地域説明会では、確かにそのような箱物、そういった余熱利用施設を検討して説明してきたと思います。しかし現状では、余熱のほうは、発電に変えて工場での使用後余った電気を売電を行っていて、それらを踏まえて、現在、検討委員会において、最新の県内外の先進事例の情報収集、電気等の供給量にあった施設規模の検証、そしてハード面だけではなく、ソフト面の事業につきましても、全国的にこういった事業が行われているかを調査を行って検討委員会で8

回の会議をもっております。こういった進捗でございます。

●普久原朝健議長

仲宗根弘議員。

●仲宗根弘議員

ありがとうございます。まあ8回の検討委員会の中でいろいろ議論しているということですが、じゃあまだ具体的にどういうものという部分になるというまでは達していないと理解してよろしいですか。

●普久原朝健議長

金城事務局長。

●金城隆事務局長

現在はあらゆる検討をしております、まだこれといった確固たるもの自体は決まっております。そこでまとまったら、地域住民とか説明会等を行って行きたいと思っております。

●普久原朝健議長

仲宗根弘議員。

●仲宗根弘議員

ありがとうございます。まあそれを聞いて少しプールありき温水風呂ありきではないというふう感じたわけですが、正にそういう形で是非ですね、しっかりとした地域還元施設、いわゆるまあ、2市1町の本当にニーズに合ったような、マイナスにならないような形で取り組んでいただきたいというふうに思います。幸い新しい管理者、うちの桑江管理者もこの地域というのが、将来的にどういうふうに位置づけていくかという部分とも、しっかり関連した形で副管理者等々とも是非、話し合いをしていただいて、何がより良い形での還元施設になるかというのを、是非、念頭に置いていただいてしっかり進めていただきたいというふうに思います。それと1つだけなんですけれども、この還元施設に関しましては、沖縄市議会において、沖縄商工会議所からも、是非早めの方向性が見えてきてという形にしてくださいという請願書も出された経緯もあります。その辺のことも念頭に入れて、あらゆる歴史これまでの流れの部分で管理者、副管理者ともしっかり過去も含めての経緯も念頭に置いていただいて、しっかり取り組んでいただきたいというふうに、要望を申し上げまして終わりたいというふうに思います。後は選挙運動を皆さん頑張ってください。以上です。ありがとうございます。

●普久原朝健議長

以上をもちまして仲宗根弘議員の一般質問を終わります。

これにて第10 一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●普久原朝健議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

これにて本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、平成26年

度第1回倉浜衛生施設組合議会定例会をこれにて閉会いたします。ご苦労様でした。

閉 会 （午前11時54分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年 9月 24日

議

長

普久原 朝健

会議録署名議員

喜納 勝範

会議録署名議員

研 鎌長 榮